

## ベビーシッターをご利用の研修医・勤務医の皆様

兵庫県医師会では、平成 25 年 4 月 1 日より、県内の医療機関に勤務されている研修医、勤務医の方にベビーシッター料金の一部を負担致します。

### 【申請について】

- ベビーシッター料金一部負担対象者は、0 歳から 12 歳までの子ども（両親が就労の場合）を育てる研修医・勤務医で、男女を問わず申請可能です。
- 勤務医は県医師会に入会されていることが条件です。
- 研修医は県医師会に入会されていなくても対象になります。
- ベビーシッターを利用するに当たって、通常の勤務時間内にベビーシッターを利用された場合は対象になりません。勤務時間外の仕事で利用された場合にはお支払い致します。なお、時間内であっても緊急事態が発生した場合はこの限りではありません。
- ベビーシッター事業者への支払額の 25%を負担いたします。

### 【申請方法】

- 請求される時は、別紙の一部負担金請求書に記入し、領収書（写し）を添付して兵庫県医師会男女共同参画推進委員会宛郵送してください。

### 【注意事項】

- ①ベビーシッター事業者をご利用の際の費用は一部負担致しますが、個人のベビーシッターをご利用の場合はお支払い出来ません。
- ②勤務先医療機関で発行されるベビーシッター割引券との併用はできません。
- ③お支払いの上限は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の 1 年間で 5 万円と致します。
- ④ベビーシッター料金一部負担金は、4 月末までに一括して指定の口座にお振込を致します。（提出書類は、4 月 10 日までにご送付願います）
- ⑤県医師会のベビーシッター料金一部負担金は予算枠がございます。申請者多数の場合も出来る限りお支払い致しますが、お支払い出来ない場合もございますことをご了承ください。

お問い合わせ先      兵庫県医師会男女共同参画推進委員会  
神戸市中央区磯上通 6 丁目 1-11  
T E L   078-231-4114   F A X   078-231-8114